

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 中山 亨 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒541-8550 日本国大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号住友化学株式会社内		発送日 (日.月.年) 17.12.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 S43142W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/041941	国際出願日 (日.月.年) 25.10.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B5/30(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 住友化学株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 05.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 後藤 慎平	20	4007
電話番号 03-3581-1101 内線 3271			

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3, 5-6	有
	請求項	1-2, 4, 7	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1 : JP 2016-148724 A (日東電工株式会社) 2016. 08. 18, [特許請求の範囲], [0005], [0039] ~ [0041], [0052], [図 1], [図 2] (ファミリーなし)

請求項 1-2, 4, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 の [特許請求の範囲], [0005], [0052], [図 1] 等に、偏光子の一方の面に位相差フィルムを、他方の面に保護フィルムを備えた偏光板において、位相差フィルムの遅相軸と偏光子の吸収軸が直交 (90°) していることが記載されている。

ここで、文献 1 には、偏光板において外形形状の一部を成す凹部もしくは外周縁から離れた位置の貫通孔を有することについて明示されていないが、偏光板をスマートフォンに適用することが記載されている。そして、スマートフォンにおいて前記凹部や貫通孔を備えることは自明である。仮に自明でないとしても、国際出願時において、スマートフォンを構成する偏光板において凹部や貫通孔を備えるものは一般的に多数販売されており (特にレシーバー用の凹部、カメラ用の貫通孔など)、当業者であれば当該凹部や貫通孔を設けることは適宜なし得ることである。

したがって、請求項 1 に係る発明と文献 1 に記載された発明とは明確な差異が認められない。

請求項 2 について、文献 1 の [0039] ~ [0041] に、位相差フィルムを延伸して形成していることが記載されている。

請求項 4 について、上記参照。

請求項 7 について、「視認側に位置する」ことが特定されているが、「偏光板」として、文献 1 に記載された偏光板とモノとして区別することができない。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 3, 5-6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

請求項 3 について、最大寸法収縮率について、単に好ましい数値範囲を提示しているだけであって、当業者であれば好ましい機能特性を得るために適宜材料を選択し得るものである。

請求項 5 について、保護フィルム、位相差フィルムの材料として、環状ポリオレフィン系の材料は例示するまでもなく周知慣用された材料であって、当業者であれば適宜採用し得るものである。

請求項 6 について、文献 1 の [図 2] 等に、保護フィルムに他の部材を積層することが記載されており、それらの部材と貼り合わせるために粘着剤層を設けることは当業者であれば適宜なし得ることである。